

愛知県高等学校等奨学金 (平成26年度貸与予約申請のご案内)

愛知県より奨学金の案内が来ました。奨学金返還の義務はありますが、多くの生徒がこの制度を利用し高等学校などに進学（昨年度は愛知県下で3,481人が受給対象とのことでした）しています。経済的事情により進学の意欲のある生徒が進学を断念することがないように、各家庭の経済的不安を和らげるのがこの奨学金制度の目的です。今回の案内は来年度の貸与の予約申請であり、県の審査を受け認められたご家庭に来年度、奨学金が貸与されます。

（予約申請であるので、来年度の6月に進学先でもう一度本申請をしていただくこととなります。なお、今年度予約申請を仮に行っておき、経済状況の変更で来年度の申請を取りやめるということも可能です。）

近年の変更点としては、採用の対象となる方の条件が変更され、所得基準の緩和がされています。また、奨学金の返還について、これまで大学や専門学校等に在学した場合の「在学猶予」に加え、返還者本人の収入金額が一定額に満たない場合は返還が猶予される「所得連動返還猶予」というものが、今年度あらたに導入されました。

今回の進路だよりの裏面に案内を載せましたので、ご覧ください。県に申請をするためにはいくつかの書類を準備していただく必要があります。南山中学校での**申し込み期限は7月18日（木）**です。書類の準備が必要になりますので、**申請を希望される方や詳しい資料がほしい方は、早めに担任の先生に申し出るようにしてください。**

体験入学案内

公立高校の紹介

学校名	名古屋市立西陵高等学校 総合学科	校内申込締切	6月21日（金）
交通手段 （例）	【新瀬戸】-----（瀬戸線）----【大曽根】----（JR 中央線）- ---【鶴舞】---地下鉄鶴舞線---【浄心】---下車徒歩 12分 片道 約62分、名鉄 390円 JR 180円 地下鉄 230円		
日 時	8月30日（金） 9時20分～12時	保護者の参加	可・ 不可
総合学科 がある学校です。 アカデミー・健康・介護・ビジネス・国際・情報 の6つの系列があります。 内 容 （1）全体説明・質疑応答（2）系列別の体験学習・実習室見学（3）学校紹介（4）施設見学・部活動見学 ※体験学習を行いたい系列を 申込用紙に記入 してください。 教室掲示のプリントを参考にしてください。			

学校名	愛知県立春日井高等学校	校内申込締切	6月24日（月）
交通手段 （例）	【瀬戸市】--（愛環）---【高蔵寺】--（JR 中央線）--【勝川】下車南出口より徒歩17分 片道 約41分、愛環 270円、JR 190円		
日 時	8月8日（木）13時30分受付～15時30分	保護者の参加	可・ 不可
春日井高校には 普通科にコスモサイエンスコース （実験・実習などを通して、比較的高度な理科的・数学的な見方・考え方を学ぶ）があります。 内 容 ・学校の概要説明（学習・進路・学校行事など） ・コスモサイエンスコースの概要説明 ・在校生との情報交換 ・施設・部活動見学			

中学生の皆様へ 愛知県高等学校等奨学金 平成26年度貸与予約申請のご案内

愛知県では、高等学校等に在学する生徒の修学を支援するため、奨学金の貸付をおこなっています。

来年度、高等学校・専修学校高等課程への進学を予定して、奨学金の貸与を希望される方は、在学する中学校に申し出てください。

1 申し込みの方法

申請書類を在学している中学校から受け取り、在学している中学校へ提出してください。

2 申し込み期限

平成25年7月の在学する中学校が指定する日まで

3 奨学金の概要

(1) 貸付額（月額）及び返還期間

区 分		貸付月額	返還期間	左記と選択できる貸付月額	返還期間
国公立校	自宅通学	18,000円	10年	11,000円	6年
	自宅外通学	23,000円	10年		
私立校	自宅通学	30,000円	12年		
	自宅外通学	35,000円	12年		

※ 予約決定のみでは貸付を受けることができません。高等学校等へ入学後、入学した学校を通じて、6月に申請手続きをする必要があります。

(2) 返 還

卒業して半年後から貸付月額に応じて上表返還期間で返還（原則、月賦、半年賦又は年賦のいずれかによる均等返還）

(3) 返還猶予

- ・卒業後も、大学、専門学校など他の教育機関に在学中は、申請により返還を猶予します。
- ・低所得世帯の方を対象に、奨学生本人の収入が一定の額に達しない間は、申請により返還を猶予します。（平成24年度卒業生から対象）

4 予約採用の対象となる方

次の(1)及び(2)に該当することが必要です。

(1) 親権者又は未成年後見人が県内に在住し、高等学校・専修学校高等課程に入学予定の方

(2) 経済的要件

父母等の市町村民税所得割の課税総所得金額（課税標準額）の合計額から一定額控除（*）後の額が230万円以下の方

*父母等の扶養親族のうち、平成25年1月1日時点で0歳～15歳の方一人につき33万円、16歳～18歳の方一人につき12万円を課税総所得金額から差引く。

5 問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

愛知県教育委員会 高等学校教育課 奨学グループ（電話 052-954-6785（ダイヤルイン））